

福県医発第418号(地)

平成16年5月28日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘



平成16年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について

新緑の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「世界禁煙デー」は、世界保健機関（WHO）の決議により昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められております。

また、厚生労働省においては、平成4年より「禁煙週間」（5月31日～6月6日）を設ける等、各年の世界禁煙デーの標語の趣旨に沿った取組みを行っております。

平成16年度については、未成年者に対する効果的な禁煙指導方法、禁煙が健康に及ぼす効果及び、禁煙による社会経済的効果等への認識を深めることを目的として、「禁煙支援の推進」をテーマに、「たばこと貧困：その悪循環から逃れよう」を標語に掲げ、たばこ対策を実施いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、ご協力方よろしくご高配のほどお願いいたします。

なお、同封のポスターは数に限りがあり各医師会2部ずつとなっておりますが、ご活用いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽
プロジェクトリーダー 松隈孝則

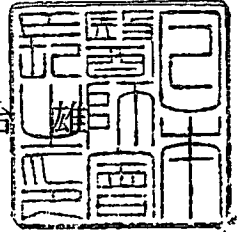


日医発第166号（地Ⅲ32）

平成16年5月19日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 植松 治



平成16年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省健康局長より、平成16年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について協力方依頼がありました。

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議により、昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められております。また、厚生労働省においては、平成4年より「禁煙週間」（5月31日～6月6日）を設ける等、各年のWHOの標語の趣旨に沿った取り組みを行っているものであります。

平成16年度においても、昨年度と同様に本会も主唱者として、未成年者に対する効果的な禁煙指導方法、禁煙が健康に及ぼす効果及び、禁煙による社会経済的効果等への認識を深めることを目的として、

「禁煙支援の推進」をテーマに、「たばこと貧困：その悪循環から逃れよう」を本年の標語に掲げ、たばこ対策を実施することとしております。

なお、同封のポスターは、別便にて貴会宛に送られることとなっておりますので、ご活用いただければ幸甚です。

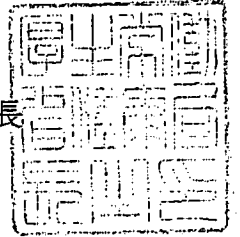
つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨についてご了知いただき、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の実施について、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健 発 第 0 4 1 9 0 0 2 号
平成 1 6 年 4 月 1 9 日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



平成 1 6 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について

健康行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の維持増進を図るためには、喫煙の健康影響についての啓発等のたばこ対策は重要な課題であります。

「世界禁煙デー」（別添 1 参照）は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議により昭和 6 3 年に初めて設けられ、平成元年からは 5 月 3 1 日と定められたものであります。

厚生労働省においては、WHO の決議に沿って種々の対策を行ってまいりましたが、平成 4 年から「禁煙週間」（5 月 3 1 日～6 月 6 日）を設ける等、各年の世界禁煙デーの標語の趣旨に沿った取組を行うこととしております。

平成 1 6 年度においては、未成年者に対する効果的な禁煙指導方法、禁煙が健康に及ぼす効果及び、禁煙による社会経済的効果等への認識を深めることを目的として、「禁煙支援の推進」をテーマに、別添 2 のとおりたばこ対策を実施することとしております。

ついては、貴会におかれましても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を御理解の上、各支・分支部会等への周知及び別途送付するポスターの掲示など、たばこ対策の一層の推進につきまして、特段の御高配をお願いいたします。

(別添1)

「世界禁煙デー」について

- 1 昭和62(1987)年5月の第40回世界保健機関(WHO)総会において、WHO発足40周年目に当たる昭和63(1988)年4月7日を「世界禁煙デー」(World No-Smoking Day)とすることが決議された。
さらに、平成元(1989)年5月の第42回WHO総会において、同年以後毎年5月31日を「世界禁煙デー」(World No-Tobacco Day)とすることが決議された。
- 2 WHOでは「世界禁煙デー」を、喫煙者に対して喫煙を控えるよう呼びかけるとともに、各国政府、自治体、団体、個人に対して喫煙と健康問題についての認識を深め、適切に実践するよう求める日であるとしている。
- 3 厚生労働省では毎年「世界禁煙デー」に関する標語を定めており、平成16(2004)年の標語は「たばこと貧困：その悪循環から逃れよう」である。

なお、これまでの標語は以下のとおりである。

- 第1回：昭和63年：「たばこか健康か：健康を選ぼう」
- 第2回：平成元年：「プラスされる女性喫煙者への危機」
- 第3回：平成2年：「子供に無煙環境を」
- 第4回：平成3年：「公共の場所と交通機関は禁煙に」
- 第5回：平成4年：「たばこの煙のない職場：もっと安全にもっと健康に」
- 第6回：平成5年：「ヘルスサービス：たばこのない世界を開く窓」
- 第7回：平成6年：「メディアとたばこ：健康のメッセージをひろめよう」
- 第8回：平成7年：「想像以上に大きいたばこの損失」
- 第9回：平成8年：「スポーツと芸術を通じてたばこのない世界をつくろう」
- 第10回：平成9年：「手をつなごう！たばこのない世界をめざして」
- 第11回：平成10年：「無煙世代をそだてよう！」
- 第12回：平成11年：「たばこに、サヨナラ」
- 第13回：平成12年：「その1本 みんなの命 けずられる」
- 第14回：平成13年：「他人の煙が命をけずる：受動喫煙をなくそう」
- 第15回：平成14年：「たばことスポーツは無縁(無煙)です。
—きれいにやろう！—」
- 第16回：平成15年：「たばこと無縁の映画やファッションへ行動を。」

(別添2)

平成16年度「禁煙週間」実施要綱

1 名 称

平成16年度「禁煙週間」

2 趣 旨

喫煙が健康へ与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっている。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、以来計16回の決議を採択しているが、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

平成15年5月1日には受動喫煙の防止に関する規定が盛り込まれた健康増進法が施行されたところである。平成16年度においては、未成年者に対する効果的な禁煙指導方法、禁煙が健康に及ぼす効果及び、禁煙による社会経済的効果等を認識することで、今後のたばこ対策を推進するものである。

3 禁煙週間のテーマ

「禁煙支援の推進」

（参考）WHOの標語：「たばこと貧困：その悪循環から逃れよう」

(tobacco and poverty : a vicious circle)

4 期 間

平成16年5月31日（月）から平成16年6月6日（日）まで

5 主 唱

厚生労働省、（社）日本医師会（予定）、（社）日本歯科医師会（予定）、

（社）日本薬剤師会（予定）、（社）日本看護協会（予定）、

たばこ健康問題NGO協議会、「喫煙と健康」WHO指定研究協力センター

6 協力機関

（財）がん研究振興財団、（財）結核予防会、（財）健康・体力づくり事業財団、

（財）日本公衆衛生協会、（財）日本食生活協会、（財）日本心臓財団、

（財）日本対がん協会、（財）母子衛生研究会

7 実施方法

(1) 厚生労働省における取組

厚生労働省は、関係機関・関連団体と連携し、本週間の全国的な推進を図るとともに、次の事業を行う。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・ 広報誌、インターネット等による広報活動の実施
- ・ 本週間用ポスターの作成及び配布
- ・ 世界禁煙デー記念シンポジウムの開催

イ 政府機関（附属機関等を含む）における、受動喫煙の害を排除・減少させるための対策の着実な推進（事務室内禁煙等）

ウ 関係団体等を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止の取組の推進

エ その他

(2) 都道府県及び市町村における取組

都道府県及び市町村は、関係機関・関連団体と連携し、次の事業の実施を図る。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・ 新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、インターネット等による広報活動の実施
- ・ 本週間用ポスターの掲示
- ・ 記念シンポジウム、講演会等の開催
- ・ 住民参加の禁煙教室の実施

イ 関係機関（附属機関等を含む）における、受動喫煙の害を排除・減少させるための対策の着実な推進（喫煙所の設置及び事務室内禁煙等）

ウ 関係団体等を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止の取組の推進

エ その他